

山梨県公衆浴場入浴料金協議会要綱

(目的)

第一条 公衆浴場における入浴料金の適正な実施を図り、衛生措置の基準の遵守を期するため、知事の諮問機関として公衆浴場入浴料金協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は知事の諮問に応じ、公衆浴場における入浴料金の価格に関し必要な審議を行うものとする。

(組織)

第三条 協議会は委員十二人以内で組織する。

(委員の任命又は委嘱)

第四条 協議会の委員は知事が次の各号に掲げる者のうちから任命し、又は委嘱する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験のある者
- 三 公衆浴場営業者の意見を代表する者
- 四 利用者の意見を代表する者
- 五 前各号のほか知事が適当と認める者

(委員の任期)

第五条 協議会の委員の任期は、前条第一号に掲げる者のうちから任命される委員を除き二年とする。

- 2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 知事は委員に職務遂行上適当でない行為があったときは、第一項の規定にかかわらず、これを解任することができる。

(会長)

第六条 協議会に会長をおき、委員の互選によって定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第七条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決すところによる。
- 4 協議会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことがで

きる。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、福祉保健部衛生薬務課がつかさどる。

(その他)

第九条 この要綱に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和三十八年九月三十日から施行する。

山梨県公衆浴場入浴料金協議会委員

令和元年10月31日委嘱

役 職 名	氏 名	備 考
(一社) 山梨県中小企業診断士協会 会長	藤田 泰一	学識経験のある者 (委嘱)
(一社) 山梨県医師会 副会長	鈴木 昌則	
山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長	古屋 育男	公衆浴場営業者の意見を代 表する者 (委嘱)
山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合 常務理事	藤巻 ひろみ	
山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合 組合員	平賀 理恵子	
公募委員	田野口 高秋	利用者の意見を代表する者 (委嘱)
(一社) 山梨県労働者福祉協会 事務局長	清水 澄男	
(一社) 山梨県老人クラブ連合会 女性委員長	芹澤 福子	
山梨県 県民生活部 消費生活安全課長	塚原 理宏	関係行政機関の職員 (任命)
山梨県 福祉保健部 衛生薬務課長	大澤 浩	

山梨県公衆浴場入浴料金協議会 席次表

会長

福祉保健部長

--	--

田野口委員

清水委員

芹澤委員

塚原委員

大澤委員

--

藤田委員

鈴木委員

古屋委員

藤巻委員

平賀委員

--

--

事務局

●物価統制令（抄）

〔昭和二十一年三月三日
勅令第百十八号〕

〔総理・内務・司法・厚生・大蔵・
商工・農林・運輸大臣副署〕

注 平成一八年六月法律第五三号「地方自治法の一部を改正する法律」附則第一六条
による改正現在
〔昭和二十七年法律第八八号により、昭和二十七年四月二八日以後法律としての効力を有
す〕

〔価格等の意義〕

第二条 本令ニ於テ価格等トハ価格、運送賃、保管料、保険料、賃貸
料、加工賃、修繕料其ノ他給付ノ対価タル財産的給付ヲ謂フ

〔統制額を超える契約・支払・受領の禁止、地区により統制額の異
る場合の基準統制額〕

第三条 価格等ニ付第四条及第七条ニ規定スル統制額アルトキハ価格
等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得
ズ但シ第七条第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ
定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ
受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

②価格等ニ対スル給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ト他ノ地区ニ於
ケル当該価格等ノ統制額トガ異ル場合ニ於テハ当該給付ニ付テハ主
務大臣別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外当該給付ノ為サルル地区

物価統制令（抄）

ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

〔統制額の指定〕

第四条 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ
他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキ
ハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格
等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

〔脱法行為の禁止〕

第九条 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三条ノ規定ニ依リ禁止ヲ免
ルル行為ヲ為スコトヲ得ズ

〔報告の徴収・帳簿の作成及び検査〕

第三十条 主務大臣若ハ地方行政機関ノ長又ハ都道府県知事必要アリ
ト認ムルトキハ物価ニ関シ報告ヲ徴シ、帳簿ノ作成ヲ命ジ又ハ政令
ノ定ムル所ニ依リ当該職員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ状況
若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサレテイル事務ハ地方
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号ニ規定
スル第一号法定受託事務トス

〔職権の一部の委任〕

第三十一条 本令ニ規定スル主務大臣ノ職権ニ属スル事務ノ一部ハ政
令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事之ヲ行フコトトスルコトヲ得

②主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本令ニ規定スル主務大臣ノ職権ノ
一部ヲ地方行政機関ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

〔統制額違反の罰則〕

物価統制令（抄）

第三十三条 左ノ各号ノ一二該当スル者八十年以下ノ懲役又ハ五百万円以下ノ罰金ニ処ス但シ第一号又ハ第三号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト統制額ニ依ル価格等ノ金額トノ差額又ハ之二相当スル金額ノ三倍ガ五百万円ヲ超ユルトキ、第二号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト履行中ノ契約締結當時ノ第三条第一項但書ノ許可ニ伴ヒ主務大臣ノ定メタル額若ハ第四条若ハ第七条ニ規定スル統制額トノ差額又ハ之二相当スル金額ノ三倍ガ五百万円ヲ超ユルトキハ罰金八当該差額又ハ金額ノ三倍以下トス

一 第三条ノ規定ニ違反シタル者

二 第八条ノ二ノ規定ニ違反シタル者

三 第九条ノ規定ニ違反シタル者

〔併科〕

第三十六条 前三条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

●物価統制令施行令（抄）

〔昭和二十七年七月三十一日〕
政令第三百十九号

（総理・大蔵・厚生・農林・通商産業・
運輸・建設大臣・経済安定本部総裁署名）

注 平成一二年六月政令第三〇三号「中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令」第四条による改正現在

（都道府県が処理する事務等）

第十一条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

一 令〔物価統制令〕第三条第一項但書の規定による許可

二 令第八条ノ二但書の規定による別段の定及び許可

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

4 第一項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第四条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

物価統制令施行令（抄）

●公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

〔昭和三十三年九月十二日〕
厚生省令第三十八号

〔一部改正経過〕

- 第一次 〔昭和五〇年五月九日厚生省令第二一号「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の一部を改正する省令」による改正〕
- 第二次 〔平成十二年三月三〇日厚生省令第五七号「食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令」第六条による改正〕

物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四条及び物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）第十一条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

（公衆浴場入浴料金）

第一条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

- 2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。
- 一 十二才以上の者についての入浴料金
 - 二 六才以上十二才未満の者一人についての入浴料金

三 六才未満の者一人についての入浴料金

〔改正〕

一部改正（第二次改正）

（都道府県知事による統制額の指定）

第二条 都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項の規定に基き、前条第一項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

〔改正〕

全部改正（第二次改正）

（昭和三十年三月厚生省告示第五十八号の廃止）

第三条 昭和三十年三月厚生省告示第五十八号は、廃止する。

附則

この省令は、昭和三十三年十月一日から施行する。

附則（第一次改正）

この省令は、公布の日（昭和五十年五月九日）から施行する。

附則（第二次改正）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定につ

いて（依命通知）

〔昭和三十八年八月九日 厚生省発環第一一三号〕
〔各都道府県知事宛 厚生事務次官通知〕

標記については、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の施行について」（昭和三十二年九月十三日厚生省発衛第四二二号、各都道府県知事あて厚生事務次官依命通達）をはじめとし、従来しばしば指示してきたところであるが、今後は都道府県における大人、中人及び小人料金並びに婦人洗髪料について、それぞれの最高統制額を改訂しようとする場合の厚生大臣に対する協議は廃止し、都道府県知事限りで最高統制額の指定を行なうこととしたので、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾のないよう配意願いたく、命によつて通達する。

なお、具体的事項については、別途指示する予定であるので、念のため申し添える。

記

- 1 公衆浴場入浴料金の最高統制額を策定しようとする場合には、公衆浴場経営について実態調査を行なうこと。
- 2 公衆浴場入浴料金の最高統制額を決定する場合には、それぞれの都道府県の実情に応じ、公衆浴場入浴料金協議会等を設置し、関係者の意向を十分把握すること。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

〔昭和三十八年八月十二日 環発第三三五号
各都道府県知事宛 厚生省環境衛生局長通知〕

〔改正経過〕

第一次改正〔昭和四八年一月一四日環衛第三三三三号〕

標記については、昭和三十八年八月九日厚生省発環第一一三三号厚生事務次官依命通達により指示したところであるが、公衆浴場入浴料金の最高統制額を改訂しようとする場合には、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾なきを期されたい。

なお、現在当局において公衆浴場における水質基準を検討しており、近くこのことについて指示する予定であるが、公衆浴場における衛生措置の確保については、公衆浴場組合を指導して施設の改善に努めるとともに、公衆浴場利用者の協力を得て国民の保健衛生水準の向上のために格段の御協力を煩わしたい。

記

- 1 公衆浴場入浴料金最高統制額を改訂しようとする場合は、おおむね別紙(1)「公衆浴場経営実態調査要綱」に準拠して、経営の実態調査を行なうこと。
- 2 公衆浴場入浴料金最高統制額を決定する場合は、おおむね別紙(2)「公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領」に準拠して協議会等を設置し、あらかじめ、十分にその意見を聞き、最高統制額の適正を期すること。

別紙(1)

公衆浴場経営実態調査要綱

- 1 この調査は、公衆浴場経営の実態を把握することにより適正な入浴料金統制額の指定を行なう場合の基礎とすること。
- 2 調査の方法は、実地調査及び関係者からの聞き取り調査によること。
- 3 支出についての調査項目は、おおむね別表に記載の事項とし、収入についての調査は、入浴者数の実測調査によるものとする。
- 4 調査の客体数は、都道府県における最高統制額によつて浴場のおおむね二割以上とし、できる限り平均的な規模の施設を抽出するよう努めること。
- 5 調査の時期は、都道府県の実情によるが、年間を通じた平均的な営業実態を把握しうるように必要な考慮を払うこと。

別紙(2)

公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領

- 1 都道府県知事が入浴料金の改訂について意見を聞くためのものとし、その名称及び設置の手続きは都道府県の実情に応じて定めるものとする。
- 2 委員は一二名程度とし、その構成は次のとおりとする。
 - (1) 関係吏員（衛生及び経済主管部関係吏員）
 - (2) 有識者（経営、保健衛生の専門家等）
 - (3) 住民代表（例えば、民生委員、社会教育委員、婦人団体代表等であつて、公衆浴場を利用している者又は公衆浴場の実情を十分承知している者）
 - (4) 業者代表（公衆浴場を経営している者）

令和元年 9月27日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 古屋 育男



入浴料金改定申請書

山梨県の公衆浴場入浴料金統制額を下記の通り改定して下さるようここに申請いたします。

記

入浴料金申請額及び改定希望時期

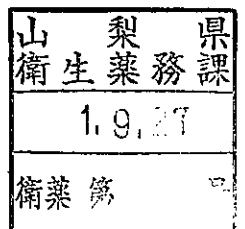
1 入浴料金申請額

大人（12才以上）	430円
中人（6才以上12才未満）	170円（据え置き）
小人（6才未満）	70円（据え置き）

2 改定希望時期

令和元年 12月 1 日

以上



公衆浴場入浴料金の統制額の改定に係る事前要望

平成30年10月19日

山梨県福祉保健部長 小島 徹 殿

山梨県公衆浴場業生活衛生同業組
理事長 古屋 育男



平素から当組合の運営等に対しましては、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、現行の公衆浴場入浴料金の統制額につきましては、大人(12才以上)400円、中人(6才以上12才未満)170円、小人(6才未満)70円であり、平成21年2月1日の改定から既に9年が経過しております。

この間、当組合を取り巻く環境は、利用者の減少、燃料価格の高騰、更には平成26年4月の消費税率の8%の引き上げ等、厳しい状況の連続でありました。

このような状況の中、当組合は、各組合員が一丸となり、経費節減はもとより、生衛法に基づく振興計画による経営の安定化、公衆浴場業の振興等に係る各種の事業を実施し、消費税率の8%への上昇分につきましても入浴料金に転嫁することなく懸命に努力して参りました。

消費税率につきましては、現在の8%から10%への引き上げがたびたび延期されておりましたが、平成31年10月から施行されることがほぼ決まっております。そのように10%となった場合には、当組合の努力だけでは、如何ともし難く、入浴料金の統制額の増額が必要であると考えております。

つきましては、消費税率が10%に引き上げられることが決定した場合、当組合としまして次のような計画を持っておりますので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

当組合計画

平成31年4月 公衆浴場入浴料金の改定申請

平成31年10月 公衆浴場入浴料金の改定決定及び適用開始

山梨県公衆浴場入浴料金改定経緯

区分		大 人	中 人	小 人		
年 月 日		(12歳以上)	(6歳以上12歳未満)	(6歳未満)	洗髪料	
S40.11.1	A地区	28 円	15 円	8 円	5 円	
	B地区	26	14	7	5	
	C地区	23	13	7	5	
S43.1.20	A地区	30	20	10	10	
	B地区	28	18	8	8	
	C地区	25	17	8	8	
S44.12.15		35	20	10	8	
S46.4.15		38	〃	〃	〃	
S46.7.25		40	〃	〃	〃	
S47.9.1		48	〃	〃	10	
S48.9.1		60	30	15	〃	
S49.8.1		80	40	20	20	
S50.7.1		90	〃	〃	〃	
S51.1.1		100	〃	〃	〃	
S51.4.1		110	50	30	〃	
S52.1.1		130	60	〃	30	
S53.1.1		140	〃	〃	〃	
S53.6.20		155	〃	〃	〃	
S54.7.15		170	75	〃	〃	
S55.8.1		190	90	40	〃	
S58.3.1		200	100	50	〃	
S61.1.25		230	〃	〃	20	
S63.1.25		250	〃	〃	廃止	
H 2.1.25		270	110	60	—	
H 4.1.25		290	120	〃	—	
H 6.1.25		310	130	70	—	
H 9.1.25		330	150	〃	—	
H11.12.24		350	170	〃	—	
H17.11		380	〃	〃	—	
H21.2.1		400	〃	〃	—	

＜参考＞消費税改定の経緯

H1.4.1～	3%
H9.4.1～	5%
H26.4.1～	8%
R1.10.1～	10%

公衆浴場経営実態調査について（令和元年度）

1 目的

公衆浴場経営の実態を適切に把握し、適正な入浴料金統制額の指定を行うための基礎資料とする。

2 根拠

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

（昭和 38 年 8 月 12 日厚生省環境衛生局長通知）

「公衆浴場入浴料金の統制額を改定しようとする場合には、経営実態調査を行い、適正な入浴料金統制額の指定を行う場合の基礎とすること。」

3 調査概要

（1）対象施設 県内公衆浴場 5 施設

- ・ 地域的バランス、施設の規模等を考慮して選択
- ・ 同一の地域を継続して調査することで、収入や経費等の動向の変化を把握することができることから、前年度調査対象施設を継続して調査を実施するとともに、適宜、新たな施設も加える。

（2）調査項目 ①収入金額：入浴料金収入、附帯事業収入、営業外収入、補助金

②営業費用：人件費、用水費、燃料費、光熱費、消耗品費、修繕費、賃借料、備品費、保険料、旅費・交通費、会費・交際費、減価償却費、公租公課、支払利子、附帯事業費、その他諸経費

③特別勘定：資本報酬、建物再調達費

④資産、資本、借入金状況

4 診断結果概要（詳細は次ページ以降）

①必要経費：（平均） 11,388 千円／年

②入浴者数：（平均） 25,673 人／年

③必要入浴料金：（平均） 470 円／人

用語の解説

項 目		内 容
収入関係	入浴料金収入	入浴料金として徴収した額
	附帯事業収入	入浴料金以外に、公衆浴場業に付随した事業で得た額
	補助金その他	県又は市町からの公衆浴場業に対する補助金等、上記以外の収入
営業費用関係	人件費	事業主の給与相当額(法人経営の場合は、従業員を兼務する役員で当該法人を代表する者の給与を含む。)及び従業員(家族専従者を含む。)の給与のほか、臨時の非常勤従業員の給与、従業員の退職給与金等
	用水費	上水道使用料及び下水道使用料
	燃料費	重油、その他の燃料(営業用自動車、湯屋暖房等に必要な燃料を含む。)の購入費
	光熱費	電気使用料
	消耗品費	燃料費及び修繕費に含まれない消耗品(原材料及び清掃、照明等の業務用消耗器材器具を含む。)の購入費
	修繕費	公衆浴場業に供する施設(土地、建物等)及び設備を通常の状態において保守し、維持するために必要な修繕料。なお、修繕のための原材料購入費を含むが、資産の帳簿価額の増加の原因となるような大修繕の費用は除く。
	借地料・借家料	公衆浴場業に必要な借地料、借家料等
	備品費	公衆浴場業の用に供する施設に附帯する設備備品及び営業者以外の什器備品の購入費
	保険料等	公衆浴場業の用に供する施設の火災保険料等
	旅費・交通費	公的機関に対する業務連絡、関係団体の行う会合への出席等に必要な旅費及び交通費
	会費・交際費	公衆浴場業の関係団体会費、その他公衆浴場の経営のために直接必要と認められる交際費
	減価償却費	公衆浴場業の用に供する事業用固定資産であって、調査対象年の年間を通じて保有、又は中途において増加した取得価格又は帳簿価額について行う減価償却費。なお、減価償却は、定額法により行うものとし、減価償却資産の残存価格及び耐用年数は税法関係法令に定めるところによる。
	公租公課	公衆浴場経営にかかる全ての公租公課。なお、事業主の給与相当額なかかる所得税、県民税及び市町村民税は除く。
	支払利子	施設設備資金等、公衆浴場経営に直接かかる借入金の支払利子
	附帯事業費	公衆浴場業に付随した事業の原材料購入費
その他諸経費	以上の営業費以外の公衆浴場経営に必要な事務及び業務(広告料等)のための経費	
特別勘定関係	資本報酬	自己資本の10%
	建物再調達費	貸借対照表の資産の部に計上された前期末の建物(その従物を含む。)の帳簿価格の5%